

伊万里市都市計画マスタープラン（案）及び伊万里市立地適正化計画（案）のパブリックコメントの結果について

伊万里市都市計画マスタープラン（案）及び伊万里市立地適正化計画（案）についての意見募集の結果、1人から5件の意見提出がありました。

意見の概要と市の考え方は次のとおりです。

番号	意見の概要	市の考え方	修正の有無
1	<p>都市計画マスタープラン(案) 第4章 分野別方針 4-2 都市施設整備の方針 (2)道路・交通体系の整備方針 ②路線バス・コミュニティバス</p> <p>「いまりんバス」の地元民の活用が乏しいです。地元企業への利活用促進のアピールや、利用促進のための割引券の配布をしてはどうでしょうか？実証実験ということで割引の財源を予算化して確保する方法を時限的に実施する方法を採ってみてはどうでしょうか？</p>	<p>いまりんバスの利用促進につきましては、都市計画マスタープラン(案)第5章「地域別構想」において利用促進に取り組む考えを明記していることから計画案の修正は行いませんが、いただきました具体的なご意見は担当課と共有するとともに、今後の参考意見とさせていただきます。</p>	無
2	<p>都市計画マスタープラン(案) 第4章 分野別方針 4-3 自然環境保全の方針 (2)山林・農地等の保全・活用方針</p> <p>現在、大川内山藩窯公園周辺を「景観」および「観光」の資源として据えています。大川内山を形成する黒岳、青螺山、黒髪山、牧の山は西日本有数の「手軽に縦走ができる登山縦走路」として有名です。そうした登山ルートが近場にあるながら、その整備、およびアピールが乏しいように思えます。最近の健康志向を利用して、縦走路という観光資源の活用</p>	<p>都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものであるため、観光の活性化に向けた具体的施策は明記できませんが、第3章では将来都市構造の構成要素のひとつである「自然環境ゾーン(山林)」に交流の場としての役割を位置付けていることから、いただきました具体的なご意見は担当課と共有するとともに、今後の参考意見とさせて</p>	無

	で観光活性化を図ってはいかがでしょうか？	いただきます。	
3	<p><b>都市計画マスタープラン(案)</b>  <b>第4章 分野別方針</b>  <b>4-1 土地利用の方針</b>  <b>(1)基本的な考え方</b></p> <p>旧商店街地区における商業化再開発は困難と考えます。更に、同地区の一部で「宅地化」が進んでいる現状を踏まえると、今後は商業地化ではなく宅地化を進めて旧商店街地域の人口流入を促進し、同地区の違う意味での「賑わい」を取り戻す方向を目指すべきかと考えます。また、高齢者の居住集約化の一環として、同地区に内科系のクリニックを併設したグループホームを置き、多年齢層の居住を目指すべきかと考えます。</p>	<p>土地利用の方針については、市内を複数のエリアに区分し 各々の特性に応じた利用方針を検討することとしており、商店街区域は「賑わい中心エリア」と位置付けています。</p> <p>当該エリアは、商業だけでなく医療・福祉や金融、子育て支援、情報発信などの各種都市機能の維持・集積を図ることにより、快適に暮らし続けられるコンパクトでまとまった生活圏の形成を推進する方針であるとともに、伊万里市立地適正化計画において居住の誘導を図る区域(居住誘導区域)とする予定であることから、いただいたご意見と合致する方針を明記しているところです。</p>	無
4	<p><b>都市計画マスタープラン(案)</b>  <b>第4章 分野別方針</b>  <b>4-1 土地利用の方針</b>  <b>(1)基本的な考え方</b></p> <p>旧商店街の開発をする上で同地域の「所有権の分散化」です。</p> <p>この部分は伊万里市役所として一定の資金を投じて対応する必要があると考えます。具体的には同地域の土地を市が一括所有(購入)する方法です。多額の資金を要するので、最初は一部の地区に限って</p>	<p>いただいたご意見については課題があると認識しており、現時点で計画に明記することはできませんが、3の回答にもありますように商店街区域においては居住と都市機能の誘導を図る方針としていることから、今後も有効な土地利用の促進に努めてまいります。</p>	無

	<p>先行実証事業として取り組む方法です。</p> <p>100百万円程度を上限に所有権を取得。</p> <p>その後、その土地を長期定期借地として一般市民(市街地転入者は優遇)に宅地として貸出、賃貸料を得て、投資額を回収するスキームで実証事業として展開してはどうか？</p>		
5	<p>(対象箇所なし)</p> <p>伊万里旧市街地にある「歴史的」とされる旧邸宅の維持管理は「捨て」ます。すでに「空き家」化したこれらのいわゆる歴史的とされる(勝手にそうしている)建造物は、所有者が残そうとせずにした結果の「残骸」に過ぎません。残すことができなかった・・・ものは、残念ながら公的な資金を投じて、更に、都市計画の中に入れて「残す必要はない」と判断せざるを得ないです。思い切って捨てるべきと考えます。</p>	<p>国の登録有形文化財や佐賀県遺産、市重要文化財に指定されている建築物については、法令等によりその保存や活用等の措置が必要とされていることから、いただいたご意見については計画に明記することはできませんが、今後も有効な活用ができるよう検討してまいります。</p>	無

◎問合せ先

伊万里市 建設農林水産部  
都市政策課 都市計画係  
伊万里市立花町1355番地1  
TEL 0955-23-2476